

伊佐市高齢者福祉サービスのお知らせ

次のような高齢者サービスを実施しています。希望する人は早めに申請してください。(家族の人や代理の人でも申請できます。) 自分で申請が出来ない人は、民生委員・自治会長・福祉協力員にご相談ください。

	サービス名	対象者	内容	利用者の負担	手続き
1	福祉タクシー利用券	令和3年度中に75歳以上になる高齢者(昭和22年3月31日生まで) 身体障害者手帳(1・2級) 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 } 所持者	通院、買物、公共施設等の利用に使える1枚500円のタクシー利用券を年24枚発行(1回に5枚まで使用可)	タクシー料金から助成額を差し引いた額	必要な物 ・印鑑 ・該当する手帳等 ・免許証・保険証など受給者の身分を証明できるもの
2	はり・きゅう施術助成	満70歳以上の高齢者で、医療給付の対象とならない「はり・きゅう施術」を受ける人	1枚500円の受診券を年20枚発行	1回当たり500円の助成額を差し引いた額	長寿介護課 (大口庁舎)
3	まごし温泉浴室利用証	満70歳以上の高齢者 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 } 所持者	まごし温泉浴室使用料の減額	1回当たり200円	長寿介護課分室 (菱刈庁舎)
4	寝具乾燥サービス	市内に住所のある在宅の65歳以上の寝たきり高齢者(要介護認定4以上)及び身体障害者手帳(1・2級)所持者で寝たきりの方	寝具類(掛布団、敷布団、毛布)の洗濯・乾燥(1年度に3回まで)	1回当たり660円	
5	長寿祝金支給	本市に1年以上居住し、令和3年度中に 88歳(昭和8年4月1日～昭和9年3月31日生)になる人 100歳(大正10年4月1日～大正11年3月31日生)になる人	・記念写真(88歳) ・5万円(100歳)	—	市から支給対象者へ通知(7月ごろ)
6	老人介護手当支給	65歳以上の要介護認定4以上の人を、6か月以上同居またはこれに準ずる状態で在宅にて介護している介護者	支給決定した翌月分から対象となる月に1万円を支給する(年2回支給)	—	
7	徘徊高齢者対策	徘徊のみられる認知症高齢者又はその高齢者を介護している家族等	徘徊探知機の機器購入等に要する初期費用を助成	助成額(上限1万円)を超える額	必要な物 ・印鑑
8	生活支援サービス	65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者で、病中病後など一時的に支援を必要とする人	家事・買物などの生活支援サービス費用の一部を助成(支援員を派遣)	1時間当たり100円(1日2時間以内で1年度に5日間が限度)	長寿介護課 (大口庁舎)
9	理髪サービス	市内に住所のある在宅の65歳以上の寝たきり高齢者(要介護認定4以上)及び身体障害者手帳(1・2級)所持者で寝たきりの方	理髪業者が居宅において理髪を行います(1年度に4回まで)	1回当たり400円	長寿介護課分室 (菱刈庁舎)
10	緊急医療情報キット	・災害時要援護者台帳登録者 ・ひとり暮らしの65歳以上の高齢者 ・65歳以上の高齢者のみの世帯に属する人	情報シートにかかりつけ医療機関・持病や服薬などの情報を記入して自宅の冷蔵庫に保管し、救急や災害時に、救急隊等に医療情報を提供する	無料	
11	緊急通報装置設置	65歳以上の高齢者のみの世帯及び身体障がい者のみの世帯	自宅の電話に通報装置を設置し、協力者へ緊急時に連絡できる体制を作る	使用電話回線の基本料金及び通話料・破損修理代金※設置については市で行います。	緊急通報装置は、協力者(2人以上)の同意書も必要